

通知書の見本（抜粋）
（年金収入200万円単身世帯の例）

保険料額決定通知書の見方

別紙4

お問い合わせの際は、この番号をお知らせください。

被保険者氏名	広域 太郎		被保険者番号	1	2	3	4	5	6	7	8
決 定 年 月 日	令和7年6月1日	決定理由	保険料額を決定しました								
		令和7年度分の後期高齢者医療保険料額 35,700 円									

保険料算定の基礎

①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②(12か月分)	④均等割額 (12か月分)	⑤算出額 ③+④	⑥限度超過額
470,000	11.79	0	52,953	52,953	0
⑦所得割軽減額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額 (12か月分)	⑨年保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧	月数	⑩月割減額 ⑨+⑬-⑩-⑭
0	2割	10,591	42,362	7	17,651
				⑮保険料額 ⑨+⑬-⑩-⑭	
				35,700	

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

⑪均等割額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑫均等割軽減額 (12か月分)	⑬年保険料額 ⑪-⑫	月数	⑭月割減額
52,953	5割	26,477	26,476	5	15,445

* 通知書の見方記載例の計算（被用者保険の被扶養者であった被保険者の場合）

単身世帯・年金収入200万円・加入月数12か月（うち被扶養者軽減該当月数5か月）・均等割2軽減該当・所得割軽減なし

①賦課のもととなる所得金額は公的年金収入200万円から公的年金控除額110万円を引き、さらに43万円を引いた47万円になります。
③所得割額は被用者保険の被扶養者であった被保険者については0円となり、これに④均等割額52,953円を足し、⑤算出額52,953円になります。
この算出額から軽減できる額を引いた金額が年間保険料額になります。
均等割額は、世帯の所得に応じた軽減があり、軽減の割合を決める所得は、65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、15万円を引いて軽減判定額とします。所得額90万円から15万円を引いた75万円を軽減判定額としますので、2割軽減に該当します。均等割2割軽減の方は⑧10,591円が軽減されることとなります。⑤算出額52,953円から⑧均等割軽減額10,591円を引いた金額が⑨年保険料額42,362円になります。
保険料のかからない月や被扶養者軽減に該当しない月があるときは月割計算しますので、月数7か月で⑨42,362円から⑩月割減額17,651円を引きます。
被扶養者軽減に該当する5か月分については、⑪均等割額52,953円に5割軽減した⑫均等割軽減額26,477円を引き、⑬年保険料額26,476円を算出します。月数5か月分を月割計算しますので、⑬年保険料額26,476円から⑭月割減額15,445円を引きます。
⑨42,362円から⑩月割減額17,651円を引いた額と、⑬年保険料額26,476円から⑭月割減額15,445円を引いた額を合算し、100円未満を切り捨てた⑮35,700円が保険料額になります。

① 賦課のもととなる所得金額

令和6年中の所得（※）の合計から、43万円を引いた額です。

（※）令和6年中の所得とは、収入から必要経費を引いたものです。

- ・収入とは、必要経費等を引く前の総支給額や売上額のことです。
- ・必要経費とは、総収入金額に対応する売上原価、その他その総収入金額を得るために直接要した費用の額やその年に生じた販売費、一般管理費、その他業務上の費用の額のことです。
- （例）年金所得…公的年金等控除額
給与所得…給与所得控除額（所得金額調整控除の適用がある場合はさらに控除）
事業所得…売上原価、給与・家賃等、減価償却費、青色事業専従者給与、事業専従者控除額など
不動産所得…固定資産税、損害保険料、減価償却費、修繕費など
※所得控除（社会保険料控除や扶養控除等）は、必要経費ではありません。
その他にも所得には、土地・建物等の譲渡所得（特別控除後）などがあります。
なお、所得の計算には非課税の収入（遺族年金や障害年金など）は、含まれません。

- ②所得割率…所得割額の計算に使います。
- ③所得割額…被保険者の所得に応じて負担していただく保険料です。
- ④⑪均等割額…被保険者全員に負担していただく保険料です。
- ⑤算出額…所得割額と均等割額を足したものです。
- ⑥限度超過額…年間限度額の80万円を超えた額です。
- ⑦所得割軽減額…所得割額から軽減される額です。
- ⑧⑫均等割軽減額…均等割額から軽減される額です。
- ⑨⑬年保険料額…12か月分の保険料額（令和7年4月から令和8年3月まで）です。
- 月数…保険料のかかる月数です。
- ⑩⑭月割減額…保険料の月割計算がある場合、年保険料から引かれる額です。
- ⑮保険料額…決定した保険料です。（100円未満は切り捨てになります）

● 仮徴収額決定通知書を受け取られた方について

本年4月以降に、令和5年中の所得で計算した暫定的な保険料を通知しましたが、今回決定した保険料は、令和6年中の所得で計算した年間の保険料となります。
令和5年中の所得との違いで生じた差額は、今回の保険料で調整しています。

● 保険料の変更について

今回決定した保険料は、本年■月末日時点の加入状況で計算しています。
この日以降、資格喪失などに伴い保険料が変わったときは、改めて通知します。

● 保険料を納めることが困難な場合

保険料を納めることが困難な場合は、お住まいの市区町村窓口へご相談ください。
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難となった方については、申請により、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

● 不服申立てについて

今回の通知書の決定内容について不服がある場合、北海道後期高齢者医療審査会に審査請求することができます。

<審査会住所>〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁内
電話 011-231-4111（道庁代表）